

福島県ニホンザル管理計画（第4期計画）の概要

1 第3期計画の実施状況と課題

本計画により、対象とした29市町村のうち14市町村が、本計画に基づく市町村実施計画を策定し、ニホンザルの被害対策や生息状況などを把握するための調査であるモニタリング調査を実施してきました。

しかしながら、まだ実施計画を策定していない市町村が半数以上あるほか、計画を策定した市町村の中にもモニタリング調査が不十分な事例も見られ、さらなる取組が必要と考えられます。また、市町村の実施計画に基づくモニタリング調査結果などから、原発事故の影響のある避難指示区域等では群れの遊動域（※）の拡大が確認されており、被害の拡大も懸念されます。

このため、第4期計画においては、第3期計画の管理の目標に示す具体的な手法などについて引き続き実施していく必要があることから、第3期計画の内容を踏襲するとともに、併せて、これまでの取組を踏まえデータの更新及び文言の修正を行うこととします。加えて避難指示区域等において生息情報が不足している地域があることから、当該地域における市町村によるモニタリングの実施や計画策定を促進することとします。

（※）群れが利用している地域（群れの行動域。ハナレザルの行動域を含まない。）

2 計画の目的

ニホンザルの個体群管理や生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施し、管理ユニットにより適正に管理することにより、農林業等の被害の軽減と個体群の安定的な維持を図ることを目的とします。

3 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5ヵ年）

（上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画の期間と同様とします。）

4 計画対象区域

計画対象区域における市町村を下記29市町村とします（ニホンザルの群れが存在するものと推測され、群れに対する対策が必要な市町村）。（図1）

【県北】福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
【県中】天栄村
【県南】西郷村
【会津】喜多方市、北塙原村、西会津町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
【南会津】下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
【相双】相馬市、南相馬市、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

図1 各地域の個体群及び群れ分布図(令和3年度)



5 管理の目標

管理の目標を、『個体群管理・生息環境管理・被害防除対策』の3つの観点から整理し、『中長期・短期』目標を達成するための対策例と併せて記載します（目標については次のとおり。）。

区分	個体群管理	生息環境管理	被害防除対策
中長期目標	地域個体群の安定的な維持を図る。	人とサルとのすみ分けを図る。	農林業等被害を軽減させる。
短期目標	加害群の増加を抑制する。	生息域・遊動域の拡大幅を抑制する。	農林業等被害を増加させない。

6 目標を達成するための具体的な手法

それぞれの管理の目標達成のための具体的な手法は下記のとおり。

区分	個体群管理	生息環境管理	被害防除対策
中長期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生息数等、群れの特性の把握 ・群れの状況に応じた適正な個体群の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な自然植生の回復及び維持 ・人間とサルの生息域を地域ごとに区分・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除技術の開発実施 ・地域一体となった面的な被害防除活動のシステム構築
短期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・加害個体の捕獲 ・発信機の利用による生息状況等の把握と加害群の特定 	<ul style="list-style-type: none"> ・未収穫作物等、サルの誘因物の除去 ・農地及び人家周辺の下刈り等、サルの隠れ場の除去 ・集落診断による生息環境の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置 ・発信器の利用による群れの位置特定と追い払い ・花火等による追い払い、追い上げ ・地域一体となった対応の必要性について普及啓発

7 第3期計画からの主な変更点

項目	内容
全般	○第3期計画の内容を踏襲し、必要な文言の修正及びデータを更新
3計画の期間	○R4.4.1～R9.3.31（5ヶ年）（P.2）
5管理の目標 ・(1)ア(イ)現在の生息状況 ・(4)加害レベル評価	○管理ユニットの区分を6から5つに変更（P.4） ○加害群の加害レベルを評価し、群れへの対応は加害レベルに応じた内容とすることを追記（P.7）
6数の調整に関する事項	○捕獲については加害レベルにより実施することを追記（P.9）
8計画の実施体制 ・(2)モニタリング調査及びフィードバックの実施体制	○市町村は加害レベルを評価することを追記（P.12）
9その他計画の推進に当たって必要な事項 ・生活環境被害、市街地出没及び人的被害への対応	○市街地出没時の対応について追記（P.14）